

平成30年6月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	三 浦 義 光	13番	炭 竈 ふく代
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民生部長兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊 藤 重 行
民生部次長兼 福祉課長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都市計画課長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教育部次長兼 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安 井 文 雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	総 務 課 長	佐 藤 文 彦
財 政 課 長	佐 藤 雅 人	秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄
危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人	税 務 課 長	佐 野 智 雄
収 納 課 長	服 部 朋 夫	市 民 課 長	梅 田 英 明
保 險 年 金 課 長	服 部 利 恵	環 境 課 長	柴 田 寿 文

健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷲尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 公有水面埋立てについて
- 日程第3 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について
- 日程第6 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 市道の認定について
- 日程第11 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第42号 公有水面埋立てについて

日程第3 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第5 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について

日程第6 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第7 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第50号 市道の認定について

日程第11 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第42号から日程第11、議案第51号まで、以上10件を一括議題とします。

本案10件は既に提案をされていますので、これより質疑に入ります。

まず朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） おはようございます。

通告に従いまして、議案第44号弥富市税条例等の一部改正について質問をさせていただきます。

平成30年、国の税制改正に基づいて、市の税条例が改正されております。

今回、税制改正の中の一つに、新規の設備投資に対して要件を満たした中小企業等は、固定資産税が減免されるとのことであります。ぜひとも御活用いただきたいとの思いから、質問をさせていただきます。

1つ目、弥富市税条例等の一部改正するあらましの6を読むと、わがまち特例方式を導入

した上で特例措置を講ずるとされていますが、このわがまち特例とはどういったものでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えいたします。

わがまち特例とは、地方税法の定める範囲内で、地方自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みでございます。平成24年度税制改正により導入されたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ほかの市町村での具体例というのはございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回の生産性向上特別措置法に基づく税条例の改正につきましては、それぞれの市町村で税条例の改正が行われますが、その中でゼロから2分の1というのの範囲で定めることになっておりますので、それは各自治体で定めることとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） この税条例改正で固定資産税の減税がされた場合、市税の減額分というのは、国から地方交付税で補填するとのことですが、これは全額補填されるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市の税収減額分につきましては、75%が普通交付税で措置されることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今年度のこの税制改正、国の導入促進指針に基づき、市町村は導入促進基本計画を策定することとされておられますが、どのような内容になるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。

お答え申し上げます。

今回の生産性向上特別措置法に基づきます導入促進基本計画の内容としましては、国より示されました主な計画項目であります地域の人口構造や産業構造、先端設備等の導入の促進目標、先端設備等の種類、先端設備等の導入の対象地域、対象業種、対象事業、計画期間の以上を記載するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 続きまして、中小企業側にも先端設備等導入計画というのを策定してもらい、それが市町村に認定されれば、この固定資産税が3年間ゼロから2分の1減額になるという制度です。

今回、弥富市は、この減額分をゼロとしたという認識で合っていますか、またゼロとした根拠は。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

固定資産税特例率につきましては、今回の税条例改正においてゼロといたしております。

これは、国が生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援制度として、中小企業・小規模事業者向けの補助事業を設けました。この補助事業は、固定資産税の特例率をゼロと定めた自治体において、特例措置の認定を受けた対象事業者等を優先して採択するという方針が示されております。

また、弥富市商工会より商工観光課を通じまして、固定資産税の特例率をゼロとする条例制定の要望をいただいております。

本市といたしましては、市内の中小企業・小規模事業者の設備投資への支援を促進するため、固定資産税の特例率をゼロと定めることといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） その認定要件であります導入計画は、生産性向上に資するものであること、具体的には年平均1%以上向上する投資であること、さらに導入により労働生産性が3%以上向上するものとされております。

中小企業側の計画策定については、どのような支援をされますか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 中小企業・小規模事業者の方が作成をされます先端設備等導入計画の支援につきましては、計画策定のサポートを行います経営革新等支援機関の紹介をさせていただきます。

この経営革新等支援機関と申しますのは、国に認定されました商工会、金融機関、税理士となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 続きまして、今回の税条例改正により、中小企業・小規模事業者にはどのような利点が考えられるか、具体例でお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回の税条例改正により、どのような利点があるかとの御質問でございますが、特例措置の対象設備に対しまして、固定資産税の課税標準が最初の3年間はゼロとなり、固定資産税がゼロとなります。その中でも、取得した対象設備の耐用年数が長いほど減価償却率が小さいため、特例措置における固定資産税の軽減が大きくなる利点がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 耐用年数が長いものほど利点大きいということでございますね。

そのせっきくの制度をぜひ市内の中小企業等の方々に使っていただくため、市や商工会は広報活動をされるんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） この支援制度につきましては、市としまして、ホームページや広報紙により周知を行ってまいります。

また、商工会のほうには、商工会会員の方々への周知を依頼してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） せっきくのこういった減免制度ですので、ぜひ市内の方々に使っていただけるようにというPRも込めて、今回御質問をさせていただきました。

以上で、私の議案質疑を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行、通告に従いまして、私は議案第42号公有水面埋立てについて質問いたします。

弥富市にとりまして、将来に向け安定した財源確保は非常に重要なことであります。楠地区を初めとする湾岸地域への企業誘致は、その最たるものと思っております。

上程されました公有水面埋め立てについて、異議のない旨の意見を述べることについての議決を求める議案第42号ですが、議案説明書別紙1で示されております埋立区域の位置、弥富市楠二丁目70番及び75番4の地先公有水面となっている図面においては、斜線の部分との説明ですが、私もこのあたりは時々通っておるわけですが、現在もう埋め立てが済んでいる、終わっているところ、あるいは埋め立てが終わって放置されている、そういった場所があります。

議案の内容からして、当然、これから埋め立てを行う地域であると理解はしておりますが、確認の意味で伺います。この場所は、現在は海水面で、これから埋め立てを行う場所なのか。そうであれば埋立工事はいつから始まり、工期はどれくらいかかるのか、また埋立地の高さはどれくらいになるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

今回の埋立区域につきましては、これから埋め立てを行うものでございます。

工事着手は平成30年12月を予定しており、埋め立てに関する工事の施工に要する期間は7年でございます。埋め立ての高さはNP、これは名古屋港基準面のことでございますが、プラス4.8メートルでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、埋立地の高さは、NPプラス4.8メートルとの回答がございました。

NPとは、名古屋港基準面との説明ですが、一般的にはTP、東京湾平均海面が適用されますが、TPとのかかわりはどのようなものでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

NPとは、先ほど申しましたとおり名古屋港基準面（Nagoya Peil）の略でございますが、東京湾平均海面（Tokyo Peil）よりも1.41メートル低い高さでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 続きまして、議案説明書の別紙2で示されています埋め立てに関する工事の施工区域ですが、1の斜線部分を含む点線で示された公有水面57万8,612.84平米、約57ヘクタールと非常に広大な面積部分の埋め立てになりますが、この部分についても埋立工事の着手時期、埋立工期、埋立地の高さについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

今回、埋め立てを行う楠二丁目70番及び75番4につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、平成30年12月から工事着手し7年間で埋め立てますが、それ以外の部分の工事につきましては未定でございます。また、埋立地の高さも同様でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） でありますと、2の点線で囲まれた部分についての埋立工事については未定であると、こういうことですね。

それでは次に、議案説明書の3で示されています埋立地1の地域の17ヘクタールの用途は、保管施設用地となって記載されておりますが、点線で囲まれた2の地域約40ヘクタールになると思いますが、この埋立地域についての埋立地用途については、やはりまだ未定ということよろしいですかね。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

埋立地の用途約17ヘクタールの保管施設用地は、今回埋め立てをする弥富市楠二丁目70番及び75番4の地先公有水面で、1の区域でございます。

今回、埋め立てを行わない2の工事の施工区域の1の区域以外の部分につきましては、名古屋港港湾計画書によりますと、全てを埋め立てるわけではなく、一部は埠頭用地とし、プレジャーボートを係留するための小型船だまりが計画されており、埋め立てる部分につきましては、一部は緑地や道路となりますが、その他の部分は未定となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁的なお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、2の区域におきまして、埠頭用地という形の中で、プレジャーボートを係留するというのを、かねてから私は県のほうに要請をさせていただいておりました。

そして今、先回までの議長でございました中野議長に対しても要望をさせていただいております、何とか5年ぐらいでできかなあというような御返事もいただいておりますけれども、7年というような形で整備をしていくというような状況になっております。

今、排水される鍋田2期のところで、排水されるところで係留されているプレジャーボートがございますけれども、潮の満ち引き等で非常に困難をきわめているというような状況もございます。そういうような要望も私は聞いておりましたので、これは長年の課題でございますけれども、今度新たに、少し時間はまだかかりますけれども、そのような形の中で事を進めていただくというようなことだろうと思っております。

つい先日も県議のほうにお話をさせていただきまして、7年かかると、これ最初の約束と違うということで、もっとスピード感を持ってお願いをしたいという要望もあえてさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 1の地域については、7年かかって保管施設用地としての利用をするということで、2の点線で囲まれたちょっと広大な部分については、まだ未定ということでございます。

名古屋港の港湾計画書によると、今市長がおっしゃられたように、プレジャーボートの係留地を望むというようなことで全部は埋め立てないと、こんなふうに理解をさせていただきました。

埋立地の位置関係及び用途がしっかりと理解できましたので、これで質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

本案10件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいた



します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 三浦義光

同 議員 炭竈ふく代

